

『刑事政策学』（武内謙治・本庄武著）

2019年12月20日第1版第1刷 正誤表

以下の箇所に誤りがありました。お詫びして訂正します。

40頁 22行目

（誤）①道徳原理

（正）③道徳原理

41頁 22行目

（誤）刑罰法規の過剰現象、（＝刑罰インフレ）

（正）刑罰法規の過剰現象（＝刑罰インフレ）

45頁 11行目

（誤）奨学生

（正）小学生

56頁 25行目

（誤）適切でなとき

（正）適切でないとき

57頁 24行目

（誤）(d) 被害者補償の理論的根拠

（正）(4) 被害者補償の理論的根拠

65頁 4行目

（誤）防案訓練

(正) 防犯訓練

107頁 4行目

(誤) 財産刑を懲役と禁錮に二分し

(正) 財産刑を罰金と科料に二分し

127頁 4行目

(誤) 責任主義を制約

(正) 責任主義の制約

138頁 9行目

(誤) 提とさされている

(正) 提とされている

139頁 脚注4行目

(誤) ④外国勲章佩用権

(正) ④外国勲章佩用権

139頁 脚注5行目

(誤) 全社

(正) 会社

141頁 16行目

(誤) 保護し

(正) 保護司

171頁 10行目

(誤) かかわらず。

(正) かかわらず、

188頁 17行目

(誤) 一部を担う量刑に

(正) 一部を担う量刑の

193頁 1行目

(誤) (f) 科刑状況の実際

(正) (6) 科刑状況の実際

208頁 19行目

(誤) 運用や許

(正) 運用を許

212頁 脚注1行目

(誤) 前提とされてこと

(正) 前提とされていたこと

235頁 26行目

(誤) コニュニ

(正) コミュニ

237頁 18行目

(誤) しかし、発受する信書に関しては検査が行われえ、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、または矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者については、刑事施設の長は信書の発受を禁止することができるものとされている（127条）。

(正) しかし、発受する信書に関しては検査が行われえ（127条）、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、または矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者については、刑事施設の長は信書の発受を禁止することができるものとされている（128条）。

246頁 8行目

(誤) 実効的

(正) 実効性

246頁 21行目

(誤) 保安条

(正) 保安上

246頁 24行目

(誤) 執行が収容

(正) 執行が終了

263頁 18行目

(誤) 範囲にについて

(正) 範囲について

272頁 2行目

(誤) 地域生活生着支援

(正) 地域生活定着支援

273頁 10行目

(誤) 厳しいものとして、

(正) 厳しいものとしても、

279頁 左段4行目

(誤) 地域生活生着支援センター

(正) 地域生活定着支援センター